

独立行政法人航海訓練所役員退職手当支給規程

平成13年4月1日
訓練所規程第7号

最終改正 平成27年7月14日訓練所規程第20号

(総則)

第1条 独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職し、解任され又は死亡した（以下「退職等の日」という。）におけるその者の俸給月額に100分の10.875の割合を乗じて得た額に、国土交通大臣が0.0から2.0の範囲内で航海訓練所の業務実績に対する評価に応じて決定する率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、第4条後段及び第4条の2第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の10.875の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 理事長は、役員が退職し、解任され又は死亡したとき（第4条の2第4項又は第5条ただし書の規定により退職手当を支給しない場合を除く。）は、前項の業績勘案率の決定を国土交通大臣に申請するものとする。

(退職手当の支給時期)

第2条の2 退職手当は、国土交通大臣から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支給する。ただし、当該役員に支給事由が発生した時点で、特段の事情がない限り理事長が当該役員の在職中の業績をもとに総務大臣が策定する業務実績評価に基づく統一的な算定ルールを準用して算定した業績勘案率を暫定的な業績勘案率（以下「暫定業績勘案率」という。）として前条第1項の規定を準用して算出する退職手当（以下「暫定退職手当」という。）を支給することができる。この場合において、前条第1項中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による暫定退職手当を支給した場合においては、国土交通大臣から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに前条第1項の規定により算出した退職手当の額から前項の規定により支給した暫定退職手当の額との差額を精算する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、前条第1項の規定により算定された退職手当の額の内払いとみなす。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月額計算は、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月とする。

2 第2条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱い)

第4条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当に係る特例)

第4条の2 役員のうち、任命権者(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)の規定により任命権を有する者をいう。)の要請に応じ、引き続き国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条第1項ただし書の規定の適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し理事長がそのつど定める。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職をした場合(前項に規定する退職の場合を除く。)の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間(国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。)を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

6 前項の規定における退職手当の計算の基礎となる俸給月額については、当該役員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため国家公務員

を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員として引き続き在職期間等を勘案し理事長がそのつど定める額とする。

(退職手当の支給)

第5条 退職手当は、法令に基づき、その退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員が通則法第23条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、本人の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で本人の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者の外、本人の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位とする。この場合において、父母については、義父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の義父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第7条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 役員を故意に死亡させた者
- 二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の返納等)

第8条 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法第12条から第17条の規定（第12条第2項及び第3項、第13条第4項、第8項及び第9項、第14条第1項第2号及び第3項から第6項、第15条第1項第2号、第2項及び第4項から第6項、第16条第2項及び第3項、第17条第2項、第5項、第7項及び第8項の規定を除く。）を準用する。この場合において、「当該退職に係る退職手当管理機関」及び「当該退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第9条 退職手当の支給額に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(実施細則)

第10条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合のその者の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、その者の退職の日における俸給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額と基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額の合計額とする。

附 則（平成15年9月2日訓練所規程第65号）

この規程は、平成15年9月2日から施行する。

附 則（平成15年12月26日訓練所規程第8号）

第1条 この規程は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職し、解任され又は死亡した場合の退職手当の額は、改正後の独立行政法人航海訓練所役員退職手当支給規程（以下「規程」という。）第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 退職等の日における俸給月額に任命の日から平成14年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額（平成14年4月1日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に任命の日から平成14年4月1日の前日までの当該異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき100分の36の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
- 二 退職等の日における俸給月額（基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、基準日の前日に現に在職する役職の当該退職等の日における俸給月額。）に任命の日から基準日の前日までの在職期間（前号の規定に係る在職期間を除く。）1月につき100分の28の割合を乗じて得た額（基準日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に任命の日から基準日の前日までの役職別期間（前号の規定に係る役職別期間を除く。）1月につき100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
- 三 退職等の日における俸給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（基準日以後において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗

じて得た額に、委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

第3条 前条第1号及び第2号の規定による退職手当の額は、理事長の承認を得て、その者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

第4条 第2条各号の規定に係る在職期間及び役職別期間の月数の計算については、それぞれ歴に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月とする。ただし、役職別期間の合計月数が規程第3条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則（平成16年4月1日訓練所規程第2号）

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職し、解任され又は死亡した場合の退職手当の額及び支給時期については、改正後の独立行政法人航海訓練所役員退職手当支給規程（以下「規程」という。）第2条第1項及び第2条の2の規定を適用しない。この場合においては、次条及び第4条の規定の定めるところによる。

第3条 退職手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 退職等の日における俸給月額に任命の日から平成14年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額（平成14年4月1日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に任命の日から平成14年4月1日の前日までの当該異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき100分の36の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額

二 退職等の日における俸給月額（基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、基準日の前日に現に在職する役職の当該退職等の日における俸給月額。）に任命の日から基準日の前日までの在職期間（前号の規定に係る在職期間を除く。）1月につき100分の28の割合を乗じて得た額（基準日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に任命の日から基準日の前日までの役職別期間（前号の規定に係る役職別期間を除く。）1月につき100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額）

三 退職等の日における俸給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得た額（基準日以後において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額）

2 前項第1号及び第2号の規定による退職手当の額は、理事長の承認を得て、その者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

第4条 退職手当は、委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支給する。ただし、当該役員に支給事由が発生した時点で、前条第1項第3号の規定により算出した額及び前条第2項の規定による増減の額を考慮しないものと仮定して算出した額の合計額（以下「暫定退職手当」という。）をその在職した最終年度の前の年度に係る委員会の評価結果の通知を受けた日又は支給事由の発生した日のいずれか遅い日以降速やかに支給することができる。この場合において、前条第1項第3号中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による暫定退職手当を支給した場合においては、委員会からの当該役員の在職する最終年度に係る評価結果の通知及び当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに前条の規定により算出された退職手当の額から前項の規定により支給した暫定退職手当の額を差し引いた額を支給する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、前条の規定により算出された退職手当の額の内払いとみなす。

第5条 第3条第1項各号の規定に係る在職期間及び役職別期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月とする。ただし、役職別期間の合計月数が規程第3条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則（平成17年3月31日訓練所規程第25号）

第1条 この規程は、平成17年3月31日から施行する。ただし、平成16年1月1日以降在職した職員について、これを適用することとする。

第2条 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職し、解任され又は死亡した場合の退職手当の額及び支給時期については、改正後の独立行政法人航海訓練所役員退職手当支給規程（以下「規程」という。）第2条第1項及び第2条の2の規定を適用しない。この場合においては、次条及び第4条の規定の定めるところによる。

第3条 退職手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 退職等の日における俸給月額に任命の日から平成14年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額（平成14年4月1日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に任命の日から平成14年4月1日の前日までの当該異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき100分の36の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額

二 退職等の日における俸給月額（基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、基準日の前日に現に在職する役職の当該退職等の日における俸給月額。）に任命の日から基準日の前日までの在職期間（前号の規定に係る在職期間を除く。）1月につき100分の28の割合を乗じて得た額（基準日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に任命の日から基準日の前

日までの役職別期間（前号の規定に係る役職別期間を除く。）1月につき100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

三 退職等の日における俸給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得た額（基準日以後において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

2 前項第1号及び第2号の規定による退職手当の額は、理事長の承認を得て、その者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

第4条 退職手当は、委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支給する。ただし、当該役員に支給事由が発生した時点で、特段の事情がない限り理事長が当該役員の在職中の業績をもとに「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について（平成17年3月23日決定）」を準用して算定した業績勘案率を暫定的な業績勘案率（以下「暫定業績勘案率」という。）として前条の規定を準用して算出する退職手当（以下「暫定退職手当」という。）を支給することができる。この場合において、前条第1項第3号中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による暫定退職手当を支給した場合においては、委員会からの当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに前条の規定により算出された退職手当の額から前項の規定により支給した暫定退職手当の額との差額を精算する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、前条の規定により算出された退職手当の額の内払いとみなす。

第5条 第3条第1項各号の規定に係る在職期間及び役職別期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月とする。ただし、役職別期間の合計月数が規程第3条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則（平成22年3月29日訓練所規程第8号）

この規程は、平成22年3月29日から施行する。

附 則（平成25年3月19日訓練所規程第5号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年3月19日から施行する。

（退職手当に関する経過措置）

第2条 前条の規定による改正後の独立行政法人航海訓練所役員退職手当支給規程（この条において「新役員退職手当規程」という。）附則第2条の規定の適用については、新役員退職手当規程附則第2条中「100分の87」とあるのは、平成25年3

月19日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平成27年7月14日訓練所規程第20号）

この規程は、平成27年7月14日に改正、同日から施行し、平成27年4月1日から適用する。